

審議会等の会議結果報告書

【担当課】 都市計画課

会議の名称	茅野市景観審議会		
開催日時	平成 25 年 1 月 11 日（金）午後 6:30～9:40		
開催場所	茅野市役所 704・705 会議室		
出席者	<p>【審議会】</p> <p>奈良松範委員、村松健敏委員、宮坂佐知子委員、高橋宗一委員、宮澤親義委員 森元隆委員、北原享委員、両角孝久委員、五味功委員、大塚敏子委員</p> <p>【事務局】</p> <p>茅野市長柳平千代一、副市長立石良忠、都市建設部長牛山澄人、 都市計画課長両角直文、公園景観係長 両角敏行、公園景観係 伊藤琢弥、 田中美和</p>		
欠席者	室田喜作委員		
公開・非公開の別	公開	・ 非公開	傍聴者の数 0人
議題及び会議結果			
協議内容・発言内容(概要)			
1 開会			
事務局 (両角課長)	公私ともお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただ今より、茅野市景観審議会を開会いたします。		
事務局 (両角係長)	初めに本日の会議の成立について報告いたします。本日ご出席いただいている委員さんは10名でございます。委員総数11名の過半数以上の出席がございますので、茅野市景観づくり条例第 29 条第 2 項の規定により、本審議会が成立したことを報告いたします。		
2 市長挨拶			
事務局 (両角係長)	会議に先立ち市長からご挨拶申し上げます。		
市長	<p>皆さんこんばんは。</p> <p>この景観計画は、50年後、100年後の茅野市をどのようなまちにしたいのかを考えながら策定しました。茅野市として、八ヶ岳の自然と共生していくという思いもあり、色彩基準などについて決めました。</p> <p>しかしながら、この色彩基準については、他市町村に比べて厳しすぎる、見直しをしてほしいという意見もいただいております。</p> <p>色というのは主観が入りますので、難しい部分もあります。</p> <p>色彩基準については、今後、茅野市のまちづくりをどのようにしていくかを考えつつ、一方で、住んでいる方にも受け入れられるような、誰にとっても良い基準にしていきたいと考えています。</p>		

	本日も引き続き審議をお願いします。
事務局 (両角係長)	それでは、ここからの司会につきましては、会長と交代させていただきます。 北原会長よろしくをお願いします。
北原会長	皆さんこんばんは。ここからは私が議事を進めさせていただきますので、ご協力をよろしくをお願いします。 本日は、2回目の会議となります。市長、副市長にも出席いただいておりますので、事務局の職員の方も併せて、忌憚のない意見をいただけたらと思います。
3 議事録署名委員の指名	
北原会長	始めに議事録署名委員の指名を事務局からお願いします。
事務局 (田中)	議事録の署名につきましては、会長のほかに 2 名の委員さんをお願いしたいと思っております。名簿順でお願いしたいと思っておりますので、今回の審議会の署名は、奈良委員さんと、高橋委員さんをお願いしたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。
	－奈良委員、高橋委員承諾－
北原会長	それでは、奈良委員さんと、高橋委員さんは、後日議事録に署名をお願いいたします。次に、本日の案件に移りたいと思っております。
4 案件 茅野市景観計画の見直しについて ① 企業カラーについて(基準外の企業カラーの使用について) ② 色彩基準について	
北原会長	本日の案件は、二つありますが、始めに企業カラーについて審議を行っていきたいと思っております。 それでは、景観計画の見直しについて事務局から説明をお願いします。
事務局 (両角課長)	茅野市景観計画の見直しについて(要約) ※資料2から5 ①色彩基準について ・市民から、外壁と屋根について、現在の色彩基準より明るい色を使いたいという要望がある。また、茅野市の色彩基準は、長野県内の他市町村と比較すると厳しく、既製品の外壁材や、屋根材など、色彩の規制のために使えないものが多いという意見がある。 長野県内の市町村の景観計画について、色彩基準の状況を確認すると、色の明るさを示す明度について制限を設けていない市町村が多い。また、茅野市の農村集落と森林山地の地域は、松本市の松本城周辺と同程度の厳しい基準となっている。 要望や現状を検討した結果、次のように使用できる範囲を広げても、まちなみや自然と調和すると判断したので、色彩基準を下記のように変更したい。

(1)外壁の基準色について

- ・市内全域で、白色（N3以上N9以下）の使用を認める。
- ・市街地住居系地域において、Y R系、Y系の使用範囲の明度を3以上9以下とする。
（現行の使用範囲は、明度4以上9以下）
- ・農村集落・森林山地地域において、Y R系、Y系の使用範囲を明度3以上9以下彩度4以下とする。
（現行の使用範囲は、明度3以上8以下彩度3以下）
- ・農村集落地域・森林山地地域において、B系の使用を認める。（現行は使用できない。）
使用範囲は、明度3以上8以下彩度2以下とする。
- ・市街地工業系地域、市街地住居系地域、農村集落地域・森林山地地域において、P系の使用を認める。（現行は使用できない。）
使用範囲は、明度3以上8以下彩度2以下とする。

(2) 屋根の基準色について

- ・現在使用できる色相の彩度について、5以下とする。
（現行は彩度4以下）

② 企業カラーについて（基準外の企業カラーの使用について）

- ・茅野市内には、企業カラーを設けている企業がある。
企業理念から企業カラーを使いたい、認めてもらいたいという意見がある。
現在、茅野市景観計画の色彩基準外の色となる企業カラーを外壁の全面に使用することはできないが、農村集落及び森林山地については、道路及び隣接地から概ね10メートル以上後退し、周囲から直接見えにくいよう高木等を配置した場合は、企業カラーが景観計画の色彩基準外の色であっても、使用可能とすることができるか検討したい。また、企業カラーの使用について、一定のルールを決めたい。

～以降は、茅野市情報公開条例第6条第3号（法人等の情報）に該当するため、非公開とします。～

5 閉会

事務局
（課長）

次の会議につきましては、シミュレーションを作った上で、ご連絡をいたします。
長時間の慎重審議ありがとうございました。